

令和2年度第3回財政援助団体等監査の結果に関する措置等について

(令和3年5月14日現在)

1 監査の期間 令和2年11月30日から令和3年2月25日まで

2 監査対象年度 原則として令和元年度に執行された事業又は業務

3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
<p>(1) 【公益財団法人鹿児島市水族館公社（公の施設の指定管理者）】</p> <p>指定管理者が、ホテル等の利用者の利便を図るため独自に作成している「かごしま水族館観覧券」を販売する場合は、会計規則第32条第4項により、市から交付された現金領収帳により納入者に現金領収証書を交付しなければならないが、市販の領収書を交付している。</p>	<p>観光交流局 観光交流部 観光振興課</p>	<p>「かごしま水族館観覧券」を販売する際に現金領収証書を交付していなかったことについては、会計規則を誤認識していたことが原因である。</p> <p>このため、「かごしま水族館観覧券」を販売する場合は、市から交付された現金領収帳により、納入者に現金領収証書を交付するよう公益財団法人鹿児島市水族館公社に指導するとともに、現金領収帳を令和3年5月7日に交付した。</p> <p>(通知受理日：令和3年5月11日)</p>	<p>措置済</p>

4 意見に対する見解

意見	担当局部課	見解
<p>(1) 【株式会社ビルメン鹿児島（公の施設の指定管理者）】</p> <p>海づり公園においては、指定管理者の自主提案事業として鴨池・桜島の両施設合計で年間におおよそ27,000尾の稚魚放流を予定していたが、実績は約20,600尾にとどまったことにより、協定期間終了後に提出された収支計算書では多額の執行残額が認められた。所管課においては、指定管理者からの業務報告書等により執行状況を確認の上、適時、必要な指示を行うなど、適正な管理運営が図られるよう取り組まれない。</p>	<p>産業局 農林水産部 生産流通課</p>	<p>稚魚の放流尾数が予定を下回り執行残額が生じたのは、11月以降不漁等により稚魚を確保できる漁協がなく、入手が困難となったことによるものである。</p> <p>今後の対策としては、指定管理者からの業務報告書等により放流業務などの執行状況の確認を徹底し、業務の遅延などが生じた場合は、指定管理者に対し、改善に必要な指示を速やかに行っていくと考えている。</p> <p>(通知受理日：令和3年4月22日)</p>
<p>(2) 【株式会社ビルメン鹿児島（公の施設の指定管理者）】</p> <p>松元平野岡体育館においては、令和元年度に大規模改修工事を実施しているが、工事期間中(約5か月)の施設閉館に係る光熱水費等の減</p>	<p>観光交流局 観光交流部 スポーツ課</p>	<p>指定管理委託料のうち、光熱水費については、これまでの使用量の実績を基に積算を行っているが、今後、休館等による影響も見込んで所要額を見積もって参りたい。なお、令和3年度も工事による休館を予定していることから、光熱水費の減少を見込んで委託料の積算を行った</p>

<p>額を見込まずに前年度と同額の予算としていたこと、また、指定管理業務に係る人員配置が計画と異なっていたこと等により、協定期間終了後に提出された収支計算書では多額の執行残額が認められた。指定管理委託料の積算にあたっては、当該年度に予定される改修工事などによる影響を見込んで所要額を見積もるとともに、職員配置については、勤務状況報告書や業務報告書等により実態を確認の上、適時、必要な指示を行うなど、適正な管理運営が図られるよう取り組まれない。</p>		<p>ところである。</p> <p>また、職員配置については、指定管理者に対し、市民サービスの低下や既存の従事者への過度の負担とならないよう指導しているところである。指定管理者としても募集をかけているが、採用に至らない状況が続いていることから、今後も指導を継続して参りたいと考えている。</p> <p>(通知受理日：令和3年5月11日)</p>
---	--	--